

## 北島町競争入札心得（郵便入札）

（施行 令和2年5月1日）

（改正 令和5年4月1日）

（改正 令和5年8月1日）

### （目的）

第1条 町が発注する工事、製造その他の請負、物件の買入又は借入及びその他の契約の指名競争入札を行う場合の郵便入札において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、北島町財務規則（昭和42年北島町規則第3号）、北島町公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和50年北島町規則第2号）及び北島町郵便入札実施要領その他の法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

### （入札に関する留意事項）

第2条 入札参加者は、町が指示した設計図書、仕様書、現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、入札金額は、特に指示のない限り、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

2 入札参加者は、入札書送付の際に、その金額にかかわらず入札金額に係る積算の内訳を記載した工事費等内訳書を必ず提出しなければならない。なお、再度入札の結果、落札者は工事費等内訳書の再提出を要するものとする。

### （公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（1）入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（2）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### （入札の辞退）

第4条 入札者は、入札書を郵送するまではいつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札書の提出期限までに入札等辞退届を提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りではない。

### （郵便の注意事項）

第5条 郵便による入札に際しては、次のことを遵守しなければならない。

（1）郵便の種類は、「一般書留」又は「簡易書留」とする。

（2）2重封筒とし、それぞれの表面に「入札書在中」と朱書きし、工事名等開札日及び差出人住所、氏名を記載しなければならない。

（3）提出期限を遵守すること。

(4) 郵便局の窓口での郵便手続が終了した入札書は、書き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(棄権とみなす行為)

第6条 入札書が到着期限に未着である入札者は、入札者を棄権したものとみなす。

(開札)

第7条 入札執行者は、郵送された入札書在中封筒を、発注担当以外の立会人の面前で開封されていないか確認後に開札を行うものとする。

2 入札執行者は、無効の入札をした者又は失格となった者に対し、その旨を通知するものとする。

3 開札して、落札者が決定しない場合は、当該入札の最低入札額を公表して、入札を打ち切るものとする。

(入札の取り止め等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取り止めすることができる。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

(2) 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(3) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき

(入札が無効等となる事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名及び押印のない入札

(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記用具で作成したもの

イ 金額をアラビア数字以外で記載したもの

ウ 「工事名等」、「路線名等」、「工事箇所等」で記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

オ 再度入札において入札書及び封筒に「再」の字を記入していないもの

(3) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り又はその記載のない入札

(4) 同一事項に対してした2通以上の入札

(5) 工事費等内訳書を提出しない者又は提出された工事等内訳書の記載金額が入札金額と一致しない入札

(6) 明らかに連合によるものと認められる入札

(7) 最低制限価格(税抜)を下回る金額の入札

(8) 入札到着期限を過ぎて到着した入札

(9) 封筒に所定の事項が記載されていない入札

- (10) 指定の手続以外の郵送、又は持送された入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。
  - (1) 再度入札において、当初入札で発表した最低入札額を上回る入札
  - (2) 事前公表された設計金額(税抜)を上回る金額の入札

(落札者の決定)

第10条 入札者のうち、入札書比較価格以内で、最低価格の入札をした者を落札者とする。また、最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格以内で、かつ最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。ただし、郵便による入札の場合には、当該開札事務に関係のない職員が代わって「くじ」を引くものとする。

なお、入札者は、当該くじへの参加を辞退することはできない。くじへの参加を辞退する者は、失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札)

第11条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

- 2 再度入札は、1回とする。(当初入札を含め2回)
- 3 再度入札に参加することができるものは、当初入札に参加したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
  - (1) 入札を辞退した者
  - (2) 第9各項により入札の結果無効等となった者

(入札の結果)

第12条 入札の結果については、入札後速やかに公表するものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、町が指定する日までに町が指定する契約書により、契約(第14条に規定する仮契約を含む。以下同じ。)を締結しなければならない。(なお、契約保証金の納付又はその納付に代わる担保の提供を免除する場合がある。ただし、建設工事及び建設工事に伴う測量・建設コンサルタント業務においては契約金額が300万円未満の場合に限る。)

- 2 落札者は、前項の契約締結日までに契約金額の10分の1以上の契約保証金

を納付し、又はその納付にかわる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 3 落札者が前2項のいずれかに違反した場合は、落札はその効力を失う。
- 4 落札決定後、契約締結までの間に次項各号に該当したときは、落札決定を取り消すものとする。
- 5 落札者は、次の各号のいずれかに該当する者は、契約を締結しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当する者
- (2) 北島町建設業者等指名停止措置要綱（平成15年9月30日要綱第10号）に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- (3) 北島町暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日要綱第2号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に町の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されている者

（議会の議決を経なければならない契約）

第14条 北島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）の規定により議会の議決に付すべきものについては、あらかじめ仮契約を締結し、議会の議決を経た上本契約を締結するものとする。ただし、地方公営企業法第40条第1項の規定により北島町水道事業者の発注に係るものについては、これを適用しない。

- 2 議会の議決を経るまでの間に、仮契約者が第13条第5項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合において、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

（前金払等の特約）

第15条 閲覧及び現場説明時に前金払の特約がある場合、契約締結時に、申し出により建設工事（40%以内）及び建設工事に伴う測量・建設コンサルタント業務（30%以内）においては、前金払をすることができる。また、前払金の支払いを受けた後、建設工事については、20%以内の中間前金払をすることができる。

- 2 前項の場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払及び中間前金払はしない。

（異議の申立て）

第16条 入札者は、入札後この心得、設計書、仕様書及び図面その他のあらか

じめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

